

人材開発支援助成金について（平成29年度）

第2回指定研修機関意見交換会

資料1-3

- 職業訓練などを実施する事業主等に対して訓練経費や訓練期間中の賃金を助成すること等により、企業内の人材育成を支援

支給対象となる訓練	対象	助成内容	助成率・助成額	
			注：（ ）内は中小企業以外 生産性要件を満たす場合	
訓練関係				
特定訓練コース	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業以外 ・中小企業 ・事業主団体等 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働生産性の向上に直結する訓練 ・若年労働者への訓練 ・技能承継等の訓練 ・グローバル人材育成の訓練 ・雇用型訓練 <p style="text-align: right;">について助成</p>	OFF-JT 経費助成：45(30)% 【60(45)% ※1】 賃金助成：760(380)円 OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成：665(380)円	OFF-JT 経費助成：60(45)% 【75(60)% ※1】 賃金助成：960(480)円 OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成：840(480)円
一般訓練コース	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業 ・事業主団体等 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定訓練コース以外の訓練 <p style="text-align: right;">について助成</p>	OFF-JT 経費助成：30% 賃金助成：380円	OFF-JT 経費助成：45% 賃金助成：480円
制度導入関連				
<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア形成支援制度導入コース 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業 	<ul style="list-style-type: none"> ・セルフ・キャリアドック制度、教育訓練休暇等制度を導入し、実施した場合に助成 	制度導入助成 47.5万円	制度導入助成 60万円
<ul style="list-style-type: none"> ・職業能力検定制度導入コース 		<ul style="list-style-type: none"> ・技能検定合格報奨金制度、社内検定制度、業界検定制度(※2)を導入し、実施した場合に助成 		

- ※1 ・雇用型訓練において、建設業、製造業、情報通信業の分野(特定分野)の場合
 ・若者雇用促進法に基づく認定事業主又はセルフ・キャリアドック制度導入企業の場合

- ※2 業界検定制度の導入に係る助成対象は、事業主団体等(経費助成2/3)

人材開発支援助成金の詳細につきましては、ホームページをご覧くださいか、お近くの都道府県労働局へ（一部ハローワークでも対応）お問い合わせください。

◆インターネットでの検索

 

◆ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

☆パンフレット（上記ホームページ>助成内容>「パンフレット（平成29年版）」）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000169843.pdf>

（パンフレットの裏表紙に、「都道府県労働局一覧」（連絡先）が記載されています。）